

## 申込みはお済みですか？（容器包装のリサイクル）

～令和8年度の再商品化委託申込受付中～

申込期間：令和7年12月8日（月）～令和8年2月13日（金）

容器包装リサイクル法（以下「法」という。主務省庁：環境省・経済産業省・財務省（国税庁）・厚生労働省・農林水産省）により、

- 食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品等の製造事業者
- 小売・卸売業者
- びん、P E Tボトル、紙箱、袋などの製造事業者
- 輸入事業者（容器や包装が付いた商品の輸入等）
- テイクアウトができる飲食店・通販業者など

上記、「容器」「包装」を使って商品を売ったり、「容器」をつくっている事業者は、再商品化（リサイクル）の義務を負う可能性があります（但し、小規模事業者は除きます）。

※【再商品化（リサイクル）の義務】を負う特定事業者に該当するか否かは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会コールセンターにご相談ください。

なお、「特定事業者」でありながら、再商品化義務を履行していない場合は、平成12年4月の「法」の完全施行時まで遡及して義務を履行していただく（再商品化委託申込を行っていただく）必要がありますのでご注意ください。

（申込み・問い合わせ先）東大阪商工会議所 振興部 TEL：06-6722-1151

尚、詳細につきましては下記までご連絡ください。

- 法律の概要、特定事業者の判断、遡及申込等に関する相談は、  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 コールセンター TEL：03-5251-4870
- 委託申込関係書類の請求は、  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 オペレーションセンター  
TEL：03-5610-6261 FAX：03-5610-6245
- 協会ホームページ URL：<https://www.jcptra.or.jp>  
“リサイクル協会”で検索いただくと、再商品化委託申込に関する情報を掲載しています。